

輸血を拒否する患者さんに対する当院の対応方針

- 1)我々は宗教上の理由により輸血を拒否される患者さんの思想や自己決定権については信仰の自由に基づく権利であることを理解し尊重します。また診療に当たって、他の患者様と区別したり診療を拒否することはありません。
- 2)高齢者の方や身体能力の低下した方は、わずかな貧血などでも致命的となるため輸血療法が救命のため必要不可欠であると判断した場合は、当院の理念により輸血療法を行います。
- 3)以上の考え方は、患者様の年齢や判断能力の有無にかかわらず適用します。
- 4)宗教上の理由により輸血を拒否される方が提示される「免責証書」などに同意、署名はいたしません。

※免責証書・・・信仰上の理由に基づき、生命や健康にどのような危険性や不利益が生じても、輸血を行わないように依頼し、輸血を拒んだことによって生じるいかなる事態に対しても、担当医を含む関係医療従事者及び病院に対して、一切責任を問わないことを当事者や親族が宣言する証明書。